

○法務省令第四十五号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十七条の規定に基づき、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十三日

法務大臣 古川 禎久

会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令

（会社法施行規則の一部改正）

第一条 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定及び二重傍線を付した見出しを加える。

改正後	改正前
-----	-----

目次

第一編 「略」

第二編 株式会社

「第一章～第四章 略」

第五章 計算等

第一節 「略」

第二節 事業報告

「第一款～第三款 略」

第四款 事業報告等の株主への提供（第百

三十三条・第百三十三条の二）

「第六章～第八章 略」

「第三編～第七編 略」

附則

目次

第一編 「同上」

第二編 株式会社

「第一章～第四章 同上」

第五章 計算等

第一節 「同上」

第二節 事業報告

「第一款～第三款 同上」

第四款 事業報告等の株主への提供（第百

三十三条）

「第六章～第八章 同上」

「第三編～第七編 同上」

附則

(事業報告等の提供)

第三百三十三条 「略」

(事業報告等の提供の特則)

第三百三十三条の二 前条第三項の規定にかかわらず

、株式会社取締役が定時株主総会の招集の
手続を行う場合において、提供事業報告（同条第一項
に規定する提供事業報告をいう。以下この条にお
いて同じ。）に表示すべき事項（次に掲げるもの
を除く。以下この条において同じ。）に係る情報
を、定時株主総会に係る招集通知（法第二百九十
九条第二項又は第三項の規定による通知をいう。
以下この条において同じ。）を発出する時から定
時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間

「見出しを加える。」

第三百三十三条 「同上」

「条を加える。」

、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとるときにおける前条第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、同条第三項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第二百二十条第一項第五号及び第七号、第二百一十一条第一号、第二号及び第三号の二から第六号の三まで、第二百二十一条の二、第二百二十五条

第二号から第四号まで並びに第二百二十六条第七号の二から第七号の四までに掲げる事項

二 事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることに
ついて監査役、監査等委員会又は監査委員会が
異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に

備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを株主に対して通知しなければならない。

3 第一項の規定により提供事業報告に表示すべき事項が株主に対して前条第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならない。

4 取締役は、提供事業報告に表示すべき事項（前

条第三項の事業報告に表示すべき事項を除く。）
に係る情報について第一項の措置をとる場合には
、株主の利益を不当に害することがないよう特に
配慮しなければならない。

第六章 「略」

第六章 「同上」

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(会社計算規則の一部改正)

第二条 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

目次	改正後	目次	改正前
----	-----	----	-----

「第一編〜第四編 略」

第五編 計算書類の株主への提供及び承認の特則
に関する要件

第一章 計算書類等の株主への提供（第百三十

三条―第百三十四条）

第二章 「略」

「第六編〜第八編 略」

附則

（計算書類等の提供の特則）

第百三十三条の二 前条第四項の規定にかかわらず

、株式会社の取締役が定時株主総会の招集の手續
を行う場合において、提供計算書類（同条第一項
に規定する提供計算書類をいう。以下この条にお

「第一編〜第四編 同上」

第五編 計算書類の株主への提供及び承認の特則
に関する要件

第一章 計算書類等の株主への提供（第百三十

三条・第百三十四条）

第二章 「同上」

「第六編〜第八編 同上」

附則

「条を加える。」

いて同じ。)に表示すべき事項に係る情報を、定
時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時
株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、
継続して電磁的方法により株主が提供を受けるこ
とができる状態に置く措置(会社法施行規則第二
百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、
インターネットに接続された自動公衆送信装置を
使用する方法によって行われるものに限る。)を
とるときにおける前条第二項の規定の適用につい
ては、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区
分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対
して提供したものとみなす。ただし、次の各号の
いずれにも該当する場合に限る。

一 前条第四項の措置をとる旨の定款の定めがあること。

二 提供計算書類及びその附属明細書（第五号において「提供計算書類等」という。）についての会計監査報告の内容に第二百二十六条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。

三 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあつては、第二百二十八条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと

。

四 第二百二十八条第二項後段、第二百二十八条の二

第一項後段又は第二百二十九条第一項後段の規定

により第二号の会計監査報告に係る監査役会、

監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記

された内容が前号の意見でないこと。

五 提供計算書類等が第三百三十二条第三項の規定

により監査を受けたものとみなされたものでな

いこと。

六 取締役会を設置していること。

2 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとる

ために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置

をとるための用に供する部分をインターネットに

おいて識別するための文字、記号その他の符号又

はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを株主に対して通知しなければならない。

3 第一項の規定により提供計算書類に表示すべき事項が株主に対して前条第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを株主に対して

通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならない。

4 取締役は、提供計算書類に表示すべき事項（前条第四項の提供計算書類に表示すべき事項を除く。）に係る情報について第一項の措置をとる場合には、株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（失効）

第二条 この省令による改正後の会社法施行規則の目次（この省令により改めた部分に限る。）並びに第三十三條（この省令により加えた部分に限る。）及び第三十三條の二の規定並びにこの省令による改正後の会社計算規則の目次（この省令により改めた部分に限る。）及び第三十三條の二の規定は、令和五年二月二十八日限り、その効力を失う。ただし、同日までに招集の手続が開始された定時株主総会に係る提供事業報告（会社法施行規則第三十三條第一項に規定する提供事業報告をいう。）及び提供計算書類（会社計算規則第三十三條第一項に規定する提供計算書類をいう。）の提供については、これらの規定は、なおその効力を有する。